



ムスリムの金融包摂について

外国人適正雇用プラットフォーム
第14回定例研究会

7月14日(月) 15:00～17:00

小関 隆志



السَّلَامُ عَلَيْكُمْ

(アッサラム・アライクム)

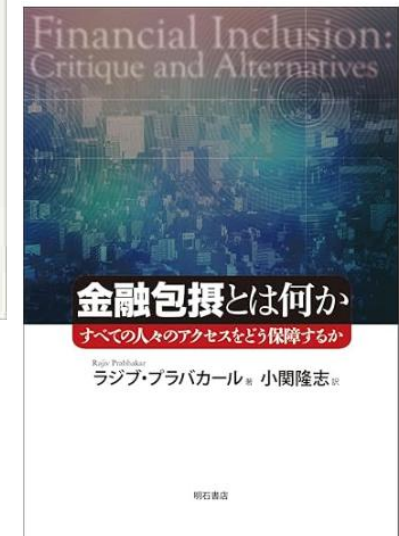
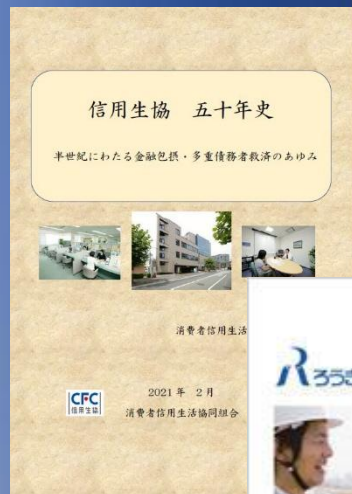
日本に住むムスリムは増加の一途をたどり、人口は約30万人という説もあります。近年、ハラルフードを扱うお店も増えてきました。他方、イスラムの教えに沿った金融サービス（イスラム金融）はまだ日本国内になく、ムスリムの人々は住宅の購入や保険の加入など、日常生活の様々な場面で不便を強いられています。

そもそもイスラム金融とは？ いったい何が問題となっているのでしょうか。そして、日本国内のムスリムが金融にアクセスするためには、どうすればよいのでしょうか。

2024-25年に行った調査の結果もまじえながら、皆さんとともに考えてみたいと思います。

自己紹介

- ・ 小関 隆志（こせき・たかし）
 - － 専門分野：ソーシャル・ファイナンス、金融排除・金融包摂
 - － 最近の研究テーマ：外国人の金融排除問題、消費者信用生協の歴史など
 - － （一社）生活サポート基金理事、学校法人お茶の水学園理事など





要 旨

- 日本国内のイスラム教徒（ムスリム）は、30万人に達している。
- 国内には、シャリーア法に沿った金融（イスラム金融）がまだないため、ムスリムは住宅の購入ができないなど、不便を強いられている。
- 海外でもムスリムが金融排除に遭っているが、イスラム金融を提供する動きもみられる。
- 国内でムスリムに住宅購入のための代替策を考えていきたい。

主な内容

- ◆ 歴史にみる宗教と金利
- ◆ イスラム金融の原則と主な手法
- ◆ 成長を続けるイスラム金融
- ◆ ムスリムの金融排除
- ◆ 住宅購入の代替案とは



歴史にみる宗教と金利

吉村(2007)

- ・ 利子を禁止した一神教と、容認した多神教
 - － キリスト教、ユダヤ教も当初は利子を禁止していた

	キリスト教	ユダヤ教	イスラム	仏教
利息に対する規制	(中世)利息の徴収を全面的に禁止 (中世末期以降)利息の徴収を容認	利息の徴収を同胞(ユダヤ教徒)には禁止、異教徒には容認	利息の徴収を全面的に禁止	利息の徴収を全面的に容認
根拠	新約聖書 「そこからなにもものも望まず貸し与えなさい」(ルカによる福音書6-35) *「怠け者の悪い癖だ。おカネは銀行に入れておくべきであった。そうしておけば、帰ってきたとき利息付きで受け取れたのに。持っている人はさらに与えられて豊かになる」(マタイ伝25・14-17)⇒利子の徴収を容認している文言もある	根拠:旧約聖書 「同胞には利子をつけて貸してはならない。……外国人には利子をつけて貸してもよいが、同胞には利子をつけて貸してはならない。……あなたの神、主があなたの手の働き全てに祝福を与えられるためである」(申命記23・20-21)	根拠:クルアーン(コーラン) 「アッラーは商売はお許しになった。だが、利息取りは禁じ給うた。……また逆戻りなどするようなら、それこそ地獄の劫火の住人となって、永遠に出してはいただけまいぞ」(2・277)	根拠:初期仏教の文献 在家信者の正しい職業は耕作、商売、収納業、金貸し 正しくない職業:五種類の商品(武器・生き物・肉・酒・毒)の売買、盗賊、死刑執行人、獵師、裁判官など



利息の問題に無頓着だった仏教

- 初期仏教

- 金貸しは「正しい職業」のひとつ
- 教団による「無尽財」(寺院に収められた財を民間に貸し出し、利潤を得ること)が早くから認められていた。1－2世紀のインドでは、仏教教団に広大な土地と莫大な金銭が寄進され、そうしてできた荘園からの収入と貸付の利子が教団の主要な収入であった。

- 日本仏教

- 聖武天皇は奈良の薬師寺・東大寺などに田地や宝物を寄贈(749年)。天皇は寺院に対し、仏典を講演する行事「修多羅供事」の開催を求めた。寺院はそのための資金を増やすため、受け取った宝物を換金して貸し出した。これを契機に寺院は高利貸しに変質していった。(「金貸しの始まりは奈良時代の仏教イベント(金貸しと質屋の起源)」)
- 有力寺院が率先して高利貸しを営んだ。寺院に寄進された土地や金銭を高利で貸し与え、富を増やした。(「寺社はフィナンシャル・グループだった」)

- 儒教の経典も利息を禁止していなかった



キリスト教による利息の禁止

- 初期キリスト教時代からあった「徴利禁止令」
 - アリストテレスの貨幣不毛説「貨幣は貨幣を生み得ない」と、聖書の「そこからなにものも望まず貸し与えなさい」を根拠
 - 徴利(usura)とは「貸付から直接生じる利益」。現代社会でいうところの利息
 - 利息を取ることは例外的な場合のみ認められた（貸し手が何らかの損害を被った場合の「損害賠償」(interest)として）
 - 初期キリスト教の教父時代から教会法に受けつがれ、中世ヨーロッパのキリスト教社会に浸透
- 13世紀のアキナス 大黒(2002)
 - キリスト教スコラ哲学を講義したトーマス・アキナス(1225-1274)は融資によって利子を稼ぐ行為を明確に非難した。「貨幣はもともと交換を目的に発明されたものであり、したがって貨幣本来の用途は交換のために消費支出されることにある。それにもかかわらず、貨幣を貸してその代価として貨幣を受け取ることは、それ自体が不正だ」。
 - 当時、利息を取る貸付が広く行われていたことを示している



中世・近世ヨーロッパ 時代の流れ

- 15～16世紀にキリスト教会は利子を解禁
 - 近代資本主義、金融業の発達の基礎を築く

時代	年代	庶民金融
中世前期	500～1000年	
中世盛期	1000～1300年	トーマス・アキナス
中世後期 14～15世紀	1300～1400年 (14世紀)	北・中イタリアでキリスト教徒の金貸しがいなくなり、ユダヤ人の金貸しが進出する
	1400～1500年 (15世紀)	1462年 ペルージャで初のモンテ・ディ・ピエタ設立 後半各地でモンテ設立運動 初のモンテ設立以降1世紀間で200以上の設立相次ぐ 推進派(フランチェスコ会)と反対派(ドミニコ会など)との激しい論争続く イタリア北部で、国家・商人への融資・両替を行う銀行が栄える
近世 16～18世紀	1500～1600年 (16世紀)	1515年 第5ラテラノ公会議にてモンテを容認する原則が確立 1517年 マルティン・ルターの「95か条の抗議書」 1536年 カルヴァンの「キリスト教綱要」 利息を容認する説 ⇒ 宗教改革により利息が解禁されていく * モンテが次第に預金を受け入れて利息を払い、生産・商業資金を融資し始め、銀行化
	17-18世紀	1617年 アビニオンで、フランスで初めてのモンテ(モン・ド・ピエテ)創設
近代	19世紀～	19世紀以降、北・中イタリアではモンテが地方銀行や貯蓄金庫に改編される 20世紀初頭、フランスでもモンテが銀行化。日本はフランスから公的質屋を導入



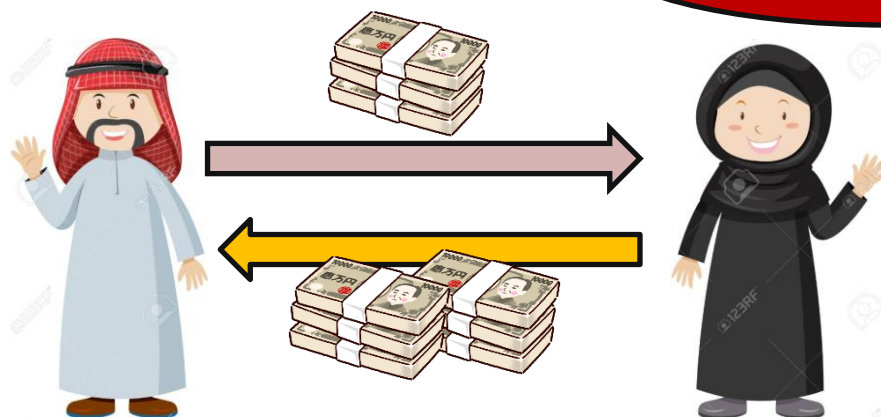
イスラム金融の原則

・ リバーの禁止（商取引原則）

- － 「リバーを食らう者は、悪魔に憑り憑かれた者がようやく起き上がるようにしか起き上がることができない。（中略）神は、リバーを禁じた」（クルアーン第2章第275節）
- － 「禁じられたリバーを取り、不正に人の財産を貪った者には、痛ましい懲罰を準備している」（同第4章第161節）
- － 利益のためにリバーを含んで人に貸し与えても、神の元では何も増えない」（同第30章第39節）

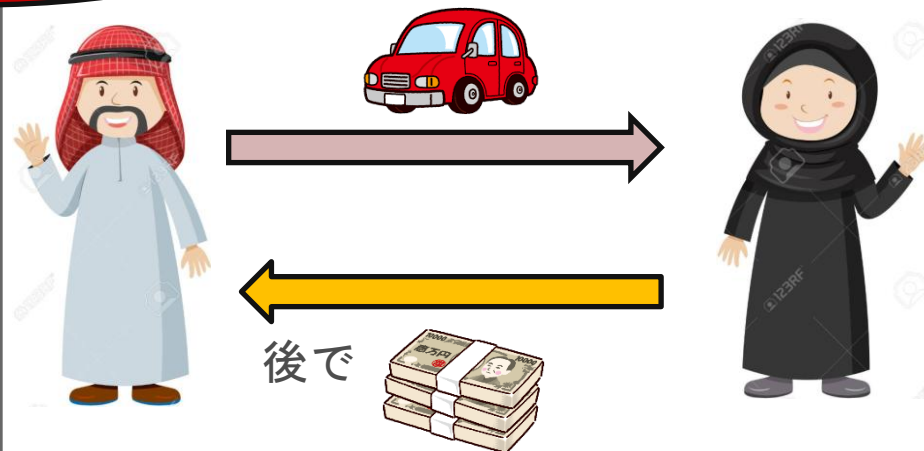
・ 実物を介した取引（商取引）であれば問題ない

不等価取引



リバーにあたる

信用取引





イスラム金融の原則

- リバーは「利子」だと解釈
 - 現代イスラム神学では一切の利息が禁止されているとの解釈
- 利息を禁止する理由（芦川博通氏）
 - **不労所得は容認されない**。おカネは勤労によって手に入れるべき
 - **経済活動の成果は偶然的要素によって決まるべきではない**。利息は未知の結果に対する報酬の先取だから容認されない
 - **利息は公正の原理に反する**。債務者が一方的危険を持ち、債権者は一方的収益を得るのは非対称的で、不公正で、搾取を生じる
- 利息によって**貧富の格差が拡大する**点に着目
 - 利息は、貸した富者をますます豊かにし、借りた貧者を一層貧しくするという「社会的不公正」が、より重要な点
 - 金持ちの側ではなく、貧しく恵まれない多数者の側に立とうとする姿勢が、ほとんどの宗教に共通している（吉村2007）
- 預言者がリバーを禁じた当時の社会的背景
 - メッカを中心とした商人社会で、大富豪が高い金利でお金を貸して貧富の格差が拡大し、社会が分断されていた。
 - 倫理・公正さ、中道・バランスを説くイスラムの教えに多くの商人が惹きつけられた（櫻井2008）



イスラム金融の原則

・ ガラルの禁止（リスクシェア原則）

- － 「かれらは酒とマイシルについて汝らに問うであろう。言ってやるがいい。『それらは大きな罪であるが、人間のために多少の益もある。だがその罪は、益よりも大である。』（第2章第219節）
- － マイシル：賭け事。預言者のいた時代、不均等に分けた肉を屋の先に取り付け、その部分を隠して選ぶじ引き
- － 人間の努力に関係なく運次第で手に入る儲けが左右されることは好ましくないという理由で、賭け事を禁止した
- － 過度な不確実性により、売主と買主のいずれかが大儲けや大損をするような商売（＝ガラル）も禁止に





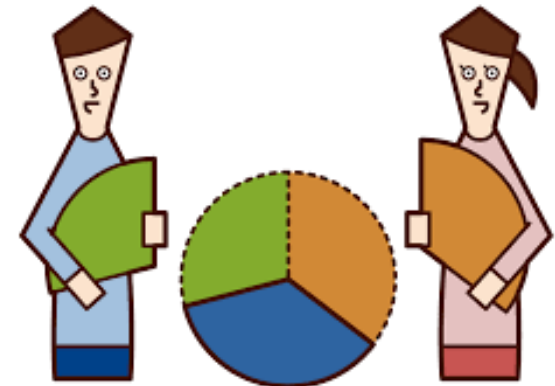
イスラム金融の原則

- 商売にリスクはつきものだが...

- イスラム教はあらゆるリスクを「ガラル」として否定しているわけではない
- どうしても生じるリスクについては、売主と買主の双方が公平に分け合う（リスクシェア）
- 投資の場合は、投資先の事業が失敗することもある。その場合、返済を免除される

- 先物取引のような金融派生商品（デリバティブ）は認められていない

- 将来の商品価格は予想しがたく、結果次第で損得の差は大きい





イスラム金融の原則

- **宗教上禁忌とされる事業への資金提供**

- ムスリムが豚肉、アルコール、タバコ、武器、猥褻物など特定の禁制品を利用・取引することを禁止（⇒製造企業への投融資、商品を提供するホテル・レストラン等への投融資も禁止）

- **シャリーア法の専門家による承認と監視**

- 大企業の場合は社内にシャリーア・ボードを置いて判断を仰ぐ

- **公益性の重視**

- ワクフ（イスラム共同体への寄進・基金設置）、サダカ（自由意思による寄付）、カルド・ハサン（無利子融資）、ウンマ（イスラム共同体）への投資（櫻井2008）



イスラム金融の主な手法

・ ムラーバハ（売買契約）

- 商品の売買契約の一つ。商人が仕入れた商品に、一定の上乗せ利潤（「マークアップ」という）を加えて、買主に転売する。買主は即時払いでも、繰延払いでもよい。
- 銀行が利子を回避しながら、資金融通により利益を得るための手法
- イスラム金融の中で最も頻繁に使われている

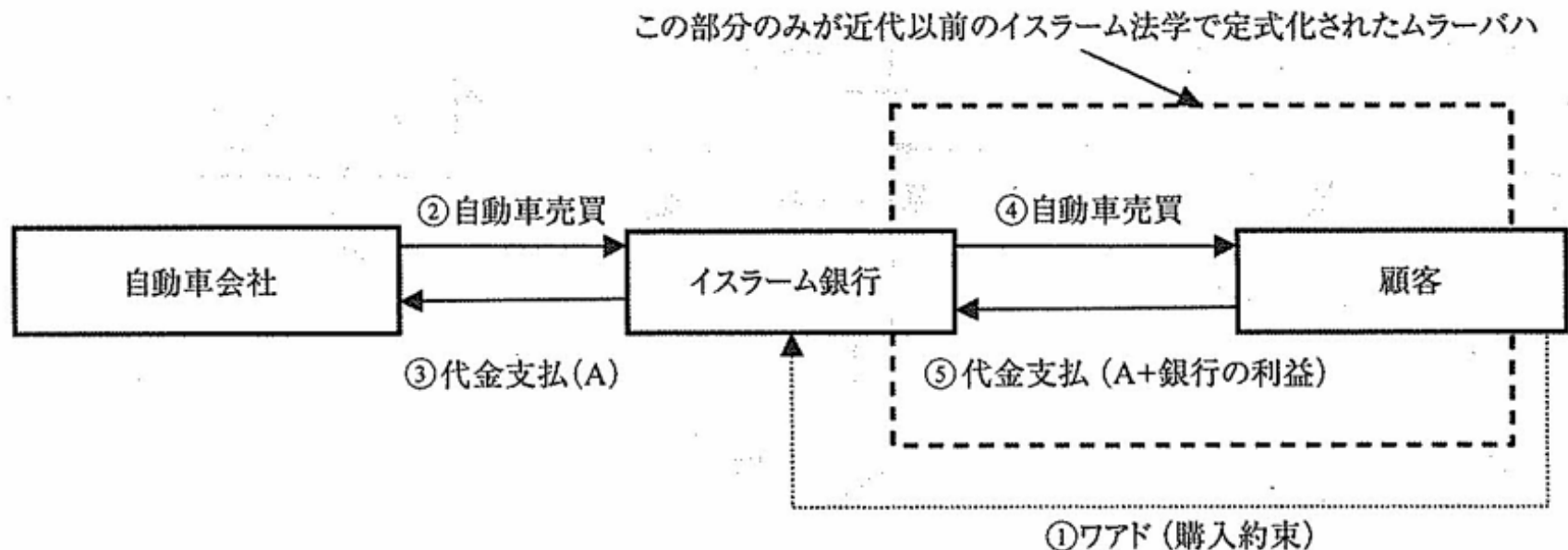


図 1-3 イスラム金融におけるムラーバハ（自動車購入の場合）

長岡(2011:47)



イスラム金融の主な手法

- ムダーラバ（投資）

- 二者のうち一方が資金を提供し、もう一方がその資金で事業を手がけるような取引の手法
- 銀行と事業者の間で、あらかじめ利益配分の比率を決めることができる（配分額は決められない）
- 預金者と銀行の関係では、銀行が事業者の立場に
- 損失が出た場合、出資者は提供した資金の範囲内で損失を負担し、超過した分は事業家が負担する

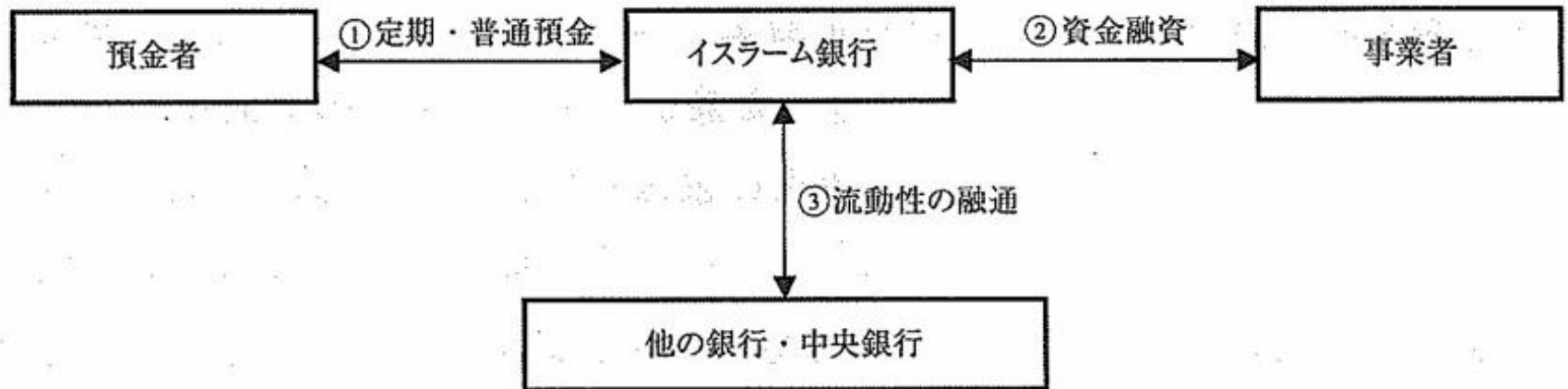


図 1-1 イスラム銀行システムにおけるムダーラバ 長岡(2011:42)



イスラム金融の主な手法

・ ムシャーラカ（共同出資）

- － 複数の取引当事者の出資によって、事業組合を設立し、利益と損失を当事者間で分配する手法
- － 継続型は、出資者と事業者が契約してサービスを現代風にアレンジしたもの。
- － 逡減型は出資者の出資分が次第に減少する設計で、住宅ローンの手法でもある。

①イスラム銀行と個人が住宅を共同購入
(出資分だけそれぞれ所有権を持つ)



②顧客が銀行の出資分を順次買い取る
(買い取った分だけ所有権が顧客に移る)



③銀行出資分をすべて買い取った時点で
住宅の所有権が完全に顧客に移る

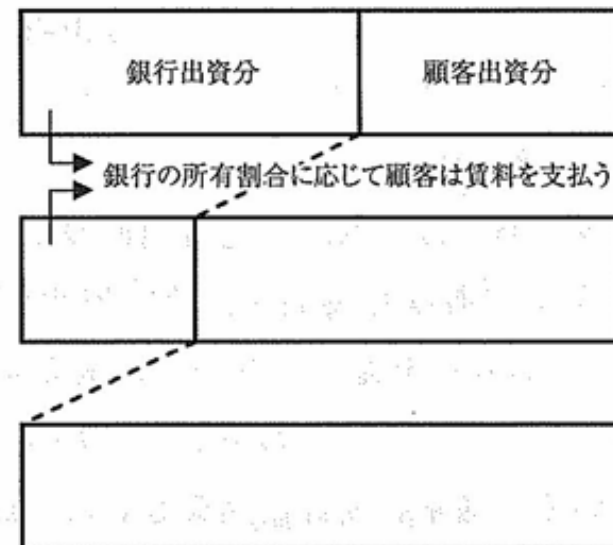


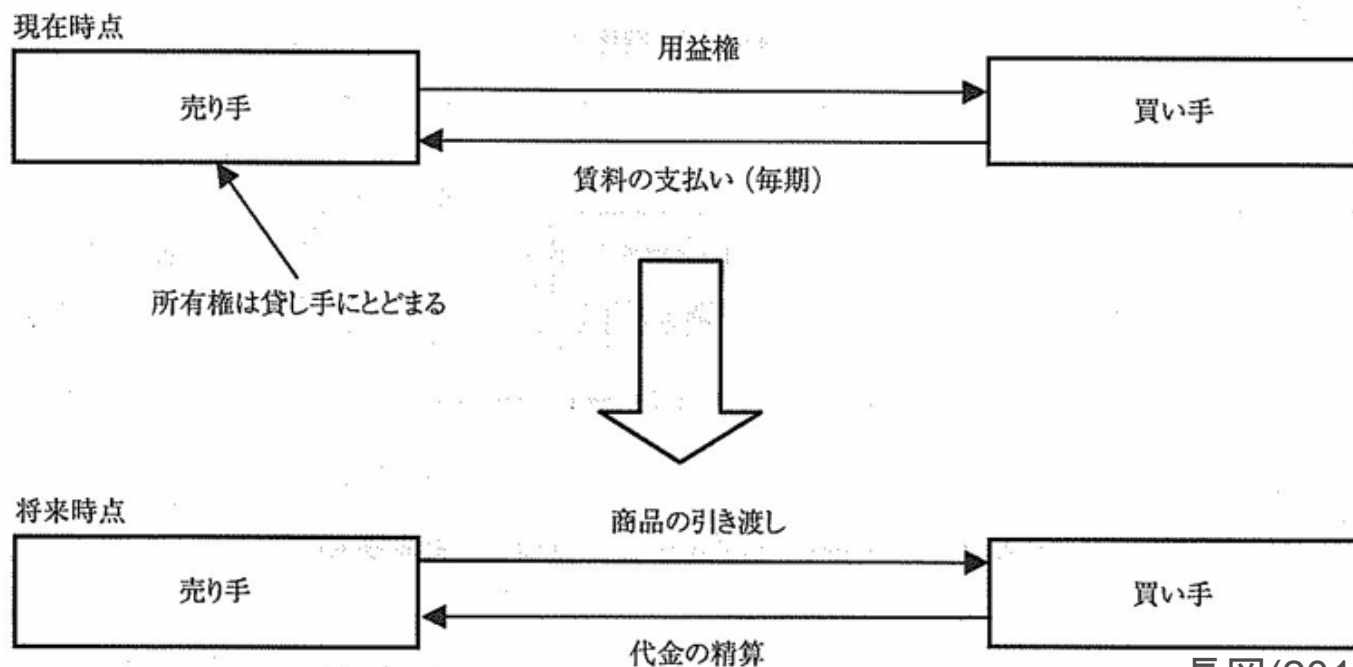
図 1-2 住宅購入のための逡減型ムシャーラカ



イスラム金融の主な手法

・ イジャラ（リース）

- － 一定の報酬と引き換えに、用益権を売るような取引手法。一般には賃貸借の機能であり、貸主に所有権が留まる。現代の金融ではリースと同じ機能
- － 商品の価格相当分を払った段階で借り手が買い取ることできる（所有権の移転）
- － 住宅ローンにも利用される



長岡(2011:48)

図 1-4 イスラム金融におけるイジャラ・ワ・イクティナーウ



イスラム金融の主な手法

- 一般の保険は、以下の点がシャリーア法に抵触するため、認められない
 - 資産運用において、融資・預金・債券購入などで利子を得て、その利子を加入者に分配することが**リバー（利子）**にあたる
 - 事故が発生しなければ加入者は保険料を失い、地震等の大事故が発生すれば保険会社が大損する。これは**マイスィル（賭博）**にあたる
 - 事故が発生するか否か、いつ事故が起きるか、保険金額はいくらかなど、不確実なことが多い。これは**ガラル（不確実性）**にあたる
- 生活や事業において、様々なリスク
 - 死亡、病気、障害、天災、事故など
 - 宗教にかかわらず、やむを得ず発生するリスクを回避・緩和する必要に迫られる
- 20世紀後半に、**シャリーア法に則した保険（「タカフル保険」）**が独自に開発された





イスラム金融の主な手法

・ タカフル保険

- 1979年にスーダンで最初のタカフル保険
- 1980年代以降、マレーシアやサウジアラビアなどでもタカフル保険が開始された
- 一般的な保険は禁止するものの、任意の寄付を基に『相互扶助』の概念を原則に採り入れたタカフルの仕組みは承認された（1985年）
- その後サウジアラビアは独自の「イスラム保険」を法律で指定
- 相互扶助は、日本の相互会社や共済と類似の概念

古橋(2014)

	一般の保険	タカフル保険
利益・損失の帰属	保険会社（株主）	加入者
利益配分方法	結果によって保険会社の経営者が決定	契約時点で配分の割合を明示
契約の形態	加入者が保険商品を購入する売買契約	加入者が寄付金を拠出する契約
投資	保険会社が判断し、加入者は関与せず	契約時点で投資方法を明示。 イスラム法に従った投資

森田(2006:10)



その他のイスラム金融の手法

・ スクーク

- － 債券。利子の発生を避けるため、債券を発行する企業は特別目的会社(SPV)を設置し、賃貸借・リース料支払という形で返済する。

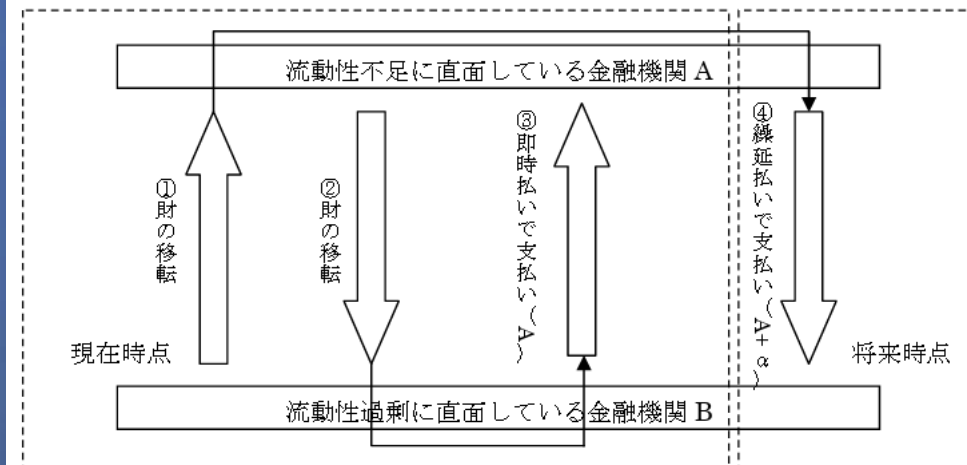
・ イスティスナーウ

- － 先渡し取引手法。代金を先に支払い、後から商品を受け取る。例えば建物の建設や農産物の引き渡しなど。不確実性を減らすために、商品の細部にわたる情報共有を行う。長岡(2011:49-52)

・ カルド・ハサン

- － 相互扶助のための無利子融資。宗教的動機に裏付けられた慈善的な目的が強い。櫻井(2008: 98)
- － 銀行の当座預金、起業家への貸付などにも

図 7: バイウ・イーナのしくみ



・ バイウ・イーナ

- － 資金融通の手法。銀行間で資金を融通するため、形式的に財の移転を行う。
(長岡2009:162)



無利子融資はイスラムだけではない

- ・ イスラム金融だけが極めて特殊に見えるかもしれないが、実はイスラム世界以外でも公益目的で様々な思想や実践があった
- ・ 日本では.....

幕末期の五常講と報徳思想

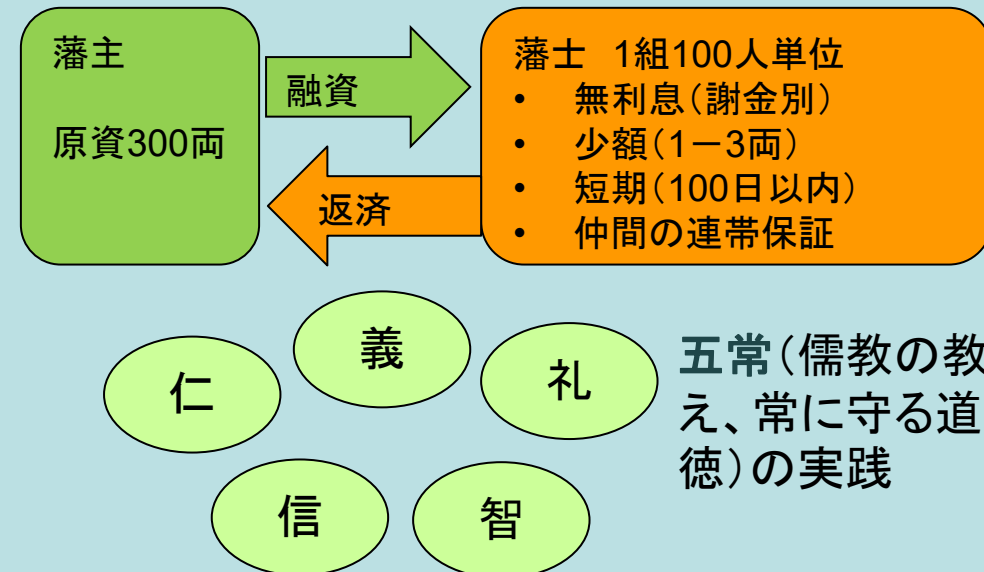
- ・ **五常講**：二宮尊徳(1787-1856)が行った、低金利融資への借り換え
 - － 1820年、小田原で創設。日本初の金融互助組織。信用金庫・信用組合の源流の一つ（住元・中西2016）
- ・ **報徳思想**：尊徳が提唱。「至誠」「勤労」「分度」「推譲」の4つの概念
 - － 分度：事故の力量と物事の関係性をよくわきまえて行動すること。収入の範囲内で支出することの重要性
 - － 推譲：蓄えたお金や力を世のため人のために使うこと。資金を自分の未来や子孫、他人のために使う必要性。協同思想・相互扶助の精神につながる



二宮尊徳

滞納の無いように回収に万全を期す。道徳と経済の一致を説く。
⇒金融組合としての特性

五常講の仕組み(小田原藩)



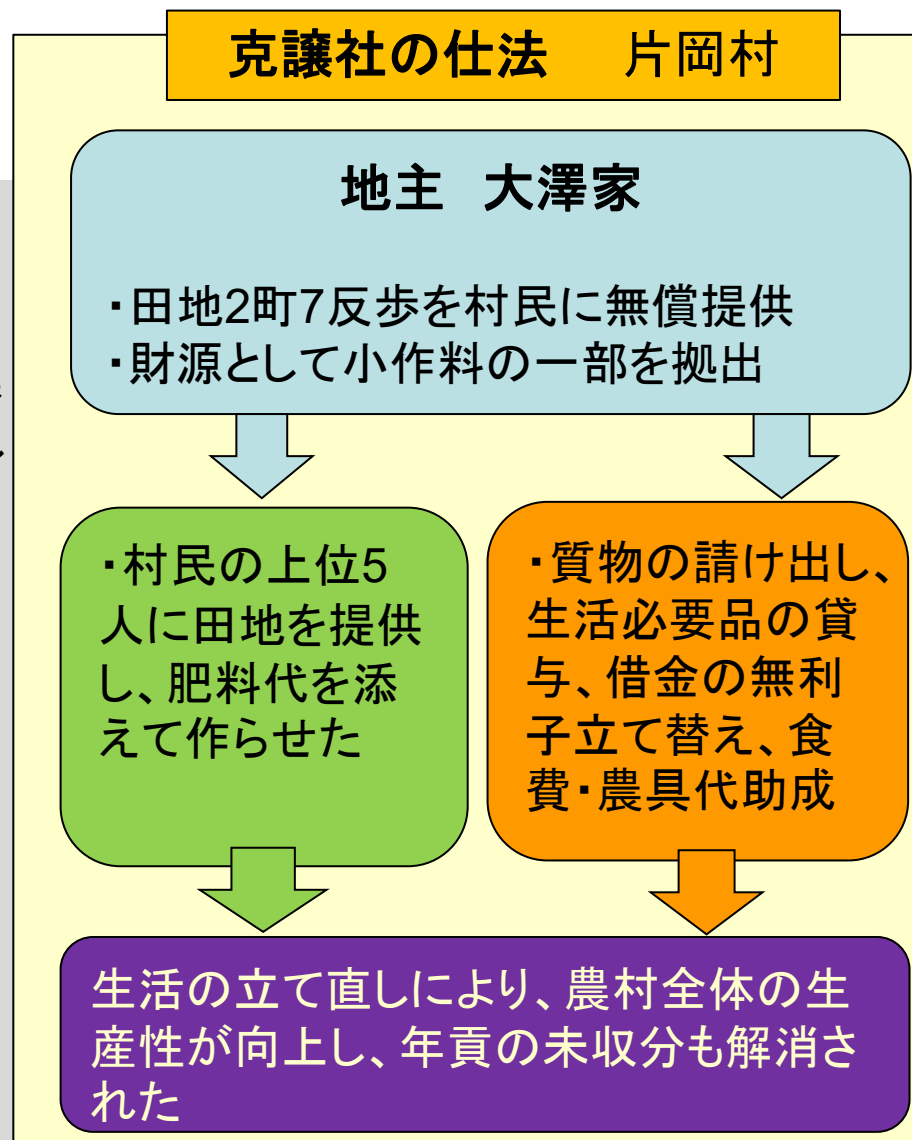


報徳思想は日本の協同組織金融の源流

- 幕末から明治初期にかけて普及した報徳思想
 - 無利子の金融で
 - 生活の立て直し
 - 地域経済の復興

尊徳の事業の意義

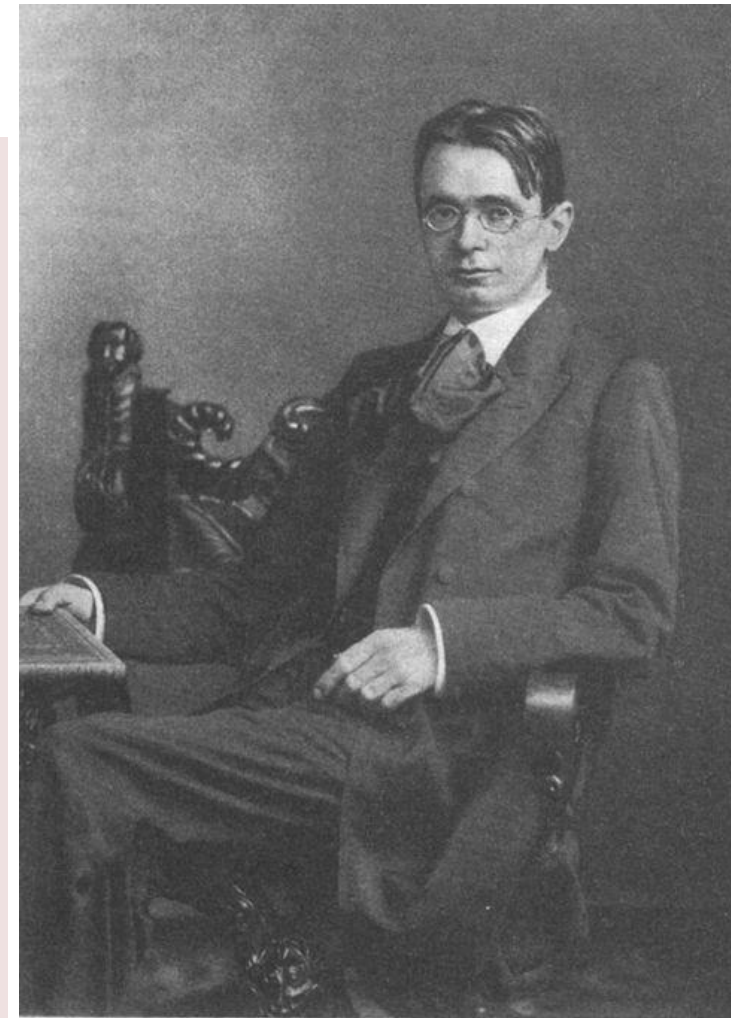
- 克讓社：二宮尊徳による農村の再興
 - 相模国片岡村で、地主が尊徳の指導下で貧しい村民を救済し、荒れた農村を再興した(1838年)
 - 貧しい村民に給付と貸付を組み合わせ提供。勤労と倹約を奨励した。
 - 地主の仕法から結社「克讓社」へ(1850年)
 - 報徳仕法のモデル。信奉者によって各地に報徳社が設立されていく
- 尊徳の事業の意義
 - 頼母子講の連帯責任と相互扶助の精神を取り入れながら、金融組合として確立した
 - 相互扶助金融により、農民を高利貸しの重圧から解放。農民の悲惨な状況を改善
 - 封建社会体制下の農村維持であった





エイジング・マネーの思想

- Rudolf Steiner (ルドルフ・シュタイナー)
 - シュタイナー(1861-1925)はオーストリア・ハンガリー帝国に生まれた神秘思想家・哲学者・教育者・社会改革者。シュタイナーの思想を中核としたシュタイナー教育とシュタイナー学校が広まっている。
 - 金融が実体経済から遊離して資本蓄積にまい進することに警鐘を鳴らし、貨幣の“高齢化”(エイジング・マネー)を構想。貨幣の蓄積ではなく使用を促進して、社会のなかでの資金循環を考えた。シュタイナーは「人智学」を提唱し、経済当事者の対話や連帯による民主的な経済を提唱した。
 - 「老化する貨幣」(エイジング・マネー)を提唱した。
 - シュタイナーの人智学思想は、GLSコミュニティ銀行をはじめ、ヨーロッパのソーシャル・バンクに多大な影響を与えた。

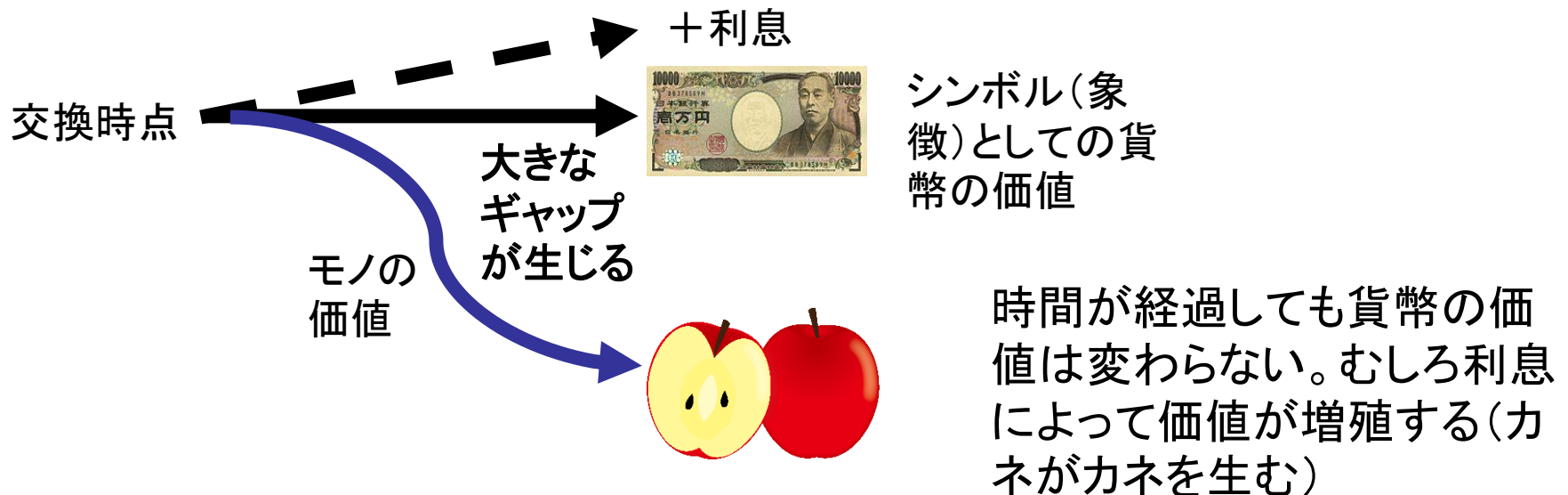


Dr. Rudolf Steiner



エイジング・マネーの思想

- エイジング・マネーとは
 - 老化する貨幣とは、当初の価値が次第に減衰していく貨幣。商品には老化するのにも、貨幣だけが老化しない。貨幣が商品として売買されることで、等価代償であるはずの貨幣の本質がゆがむと考えた。すなわち、貨幣が価値の交換物である限り、他の生産物と同様に貨幣も消費していかなければならないと考えた。





ヨーロッパにも無利子の銀行がある

JAK会員銀行（スウェーデン）



- 思想的源流

- ◆ シルヴィオ・ゲゼルの「自由貨幣論」(貨幣の保有を排除し、支払い手段の円滑な循環を補償するために、時の経過とともに価値を減じる貨幣)
- ◆ 長期的に低収益しか上げないプロジェクト(代替エネルギーや有機農業など)は利子率を上回る収益率を上げられないので、銀行から借りられない

- 前史:デンマークのJAK銀行

- ◆ 1931年にデンマーク人のクリスチャンセンの指導下でJAK設立。利子がインフレと高失業率、経済不安定化の原因と考え、無利子地域通貨を発行。
- ◆ 1944年にJAKは無利子の貯蓄貸付システムを開始し、急速に成長した。1958年には銀行として認可された。
- ◆ JAK銀行は1973年に倒産したが、理念を引き継いだ人々が20か所で独自にJAK貯蓄貸付協同組合を続けている。JAKは「土地・労働・資本」の頭文字



ヨーロッパにも無利子の銀行がある



- スウェーデンでのJAK銀行設立
 - ◆ デンマークから導入され、1965年にNPO「経済開放のための国民協会」が設立された。その後、預金を受け入れ、1970年には融資を始めた。
 - ◆ 1980年代末に成長をはじめ、1993年にピークの4万人弱に達した。
 - ◆ デンマークとスウェーデンのほかにドイツ、イタリアにJAKがある
- 基本的な仕組み
 - ◆ 会員の所有する銀行で、利子を取らない、預金にも利子を支払わない
 - ◆ 融資を希望する人は6か月以上、銀行口座に預金する必要がある。預金額に応じて融資の限度額が決まる。
 - ◆ 運営コストは、融資総額の3.5%の融資手数料と、毎年の返済額の1%にあたる手数料で賄われている。(泉2001)
 - ◆ 90%以上は住宅ローン
- 経営実績
 - ◆ 会員数: 19,762人(2024年6月30日現在)
 - ◆ 総資産: 1,020,026千クローナ(149億円) 日本の信用組合の1/10
 - ◆ 融資残高: 843,378千クローナ(123億円)(2024年6月30日現在)



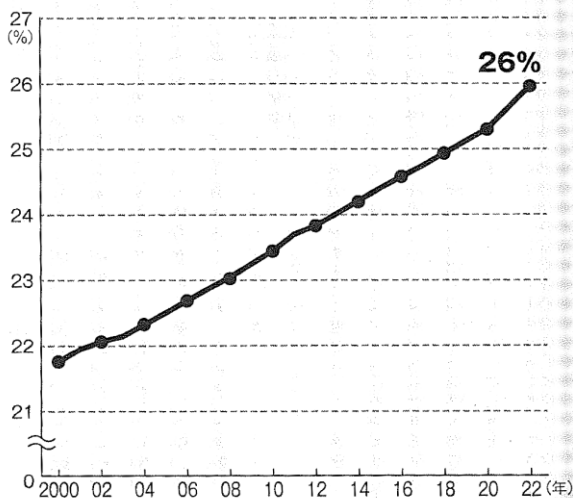
発展を続けるイスラム金融

- ・ イスラム銀行の資産規模拡大が続く
 - － 総資産額が1兆ドル(2013年)⇒2兆ドル(2021年)に倍増
 - － 中東産油国のエネルギー輸出が主な外貨獲得手段
 - － アジアでリテール化が進み、銀行数が増加した
 - － イスラム世界の人口は世界の4分の1
 - － イスラム世界の経済も、世界の名目GDPの10%(2022年)。20年間で2倍

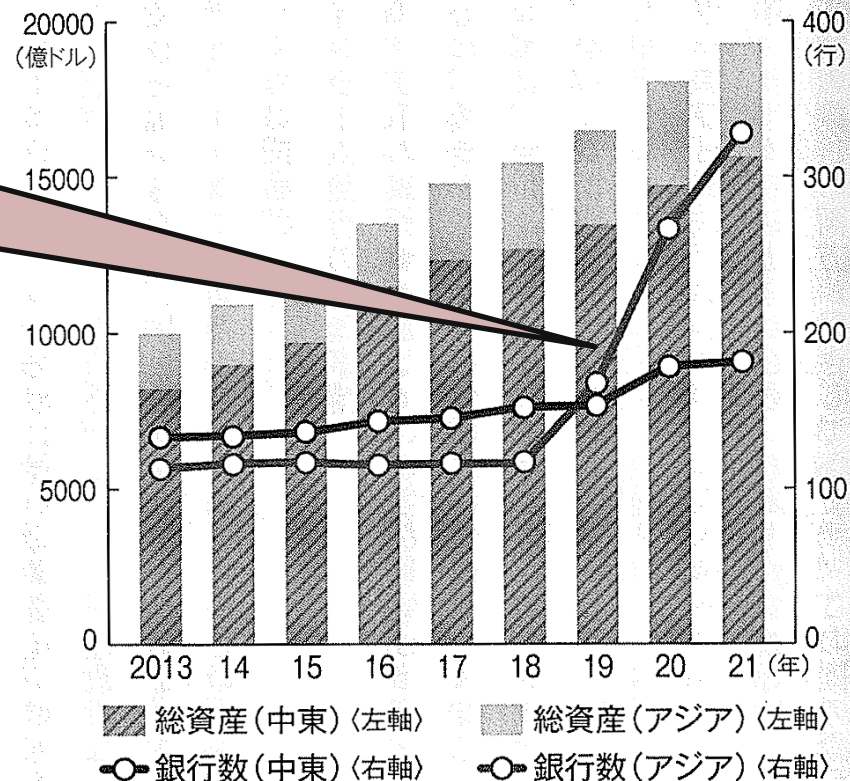
国際通貨研究所(2024:23) イスラーム銀行の総資産と銀行数

アジアの銀行数が
2018年以降急増

イスラム諸国の世界人口に占める比率



イスラーム協力機構(OIC)、国際通貨基金(IMF)データより作成



イスラーム協力機構(OIC)データより作成

国際通貨研究所(2024:25, 37)



発展を続けるイスラム金融

- ・ **イスラム銀行の資産は中東湾岸地域に集中**
 - － サウジアラビア、イラン、アラブ首長国連邦(UAE)、カタール、バハレーンなどの中東湾岸地域に多い。オイルマネーの影響
 - － 国の中に占めるイスラム銀行の割合は国によって幅が広い。イスラム国家でも、一般の金融が根強く存在

イスラム銀行資産上位国(2021年)

	イスラム銀行資産 (百万ドル)	人口 (人)	1人当たりの イスラム銀行資産 (ドル)
サウジアラビア	531,228	35,950,396	14,777
イラン	504,013	87,923,432	5,732
マレーシア	233,471	33,573,874	6,954
アラブ首長国連邦	160,748	9,365,145	17,164
カタール	139,404	2,688,235	51,857
バハレーン	70,138	1,463,265	47,933
バングラデシュ	54,801	169,356,251	324
トルコ	53,818	84,775,404	635
インドネシア	41,730	273,753,191	152
モロッコ	34,245	37,076,584	924

イスラム銀行の資産が銀行資産全体に占める比率

100% イラン、スーダン

50~99% サウジアラビア、ブルネイ

15~49% クウェート、マレーシア、カタール、アラブ首長国連邦、バングラデシュ、ジブチ、ヨルダン、パレスチナ、バハレーン

Islamic Financial Services Board (IFSB) データ

国際通貨研究所(2024:41,45)





イスラム金融、いつ頃から

- 近代以前からイスラム金融はあった

- 11–12世紀のカイロではムダーラバ（持分出資）が使われていた
- オスマン朝初期（14世紀初）の時期には、人々の資金調達手段はリバー抵触を避けるため債権を使わず、自己資金＋ムダーラバ（持分出資）だったと言われる
- 債権による資金調達も、利子を回避するためバイウ・イーナの手法（財を介した資金の融通）で広く行われていた

- 近代以降、ヨーロッパ起源の近代資本主義型金融システムにいったん全面的に置き換わった

- ムスリムの間では、シャリーア法に反しているとの疑念や反発
- タンス預金、金（きん）として資産を保管

- 20世紀後半、近代的なイスラム金融が開発される

- 銀行を核とする金融システムが、金融サービスを提供していること、銀行間市場やイスラム株価指数など近代的なインフラが整備されていることなど、歴史的なイスラム金融とは大きく異なる（長岡2011:191-202）



近代イスラム金融の歴史



さきがけの時代（1960－70年代）

初めてのイスラム銀行「ムスリム巡礼貯金公社」（1962年マレーシア）

1970年以降オイルマネーの流入、銀行設立の動き広がる

イスラム金融の国際展開（1980年代）

サウジアラビア資本による金融グループが国際ネットワークを形成

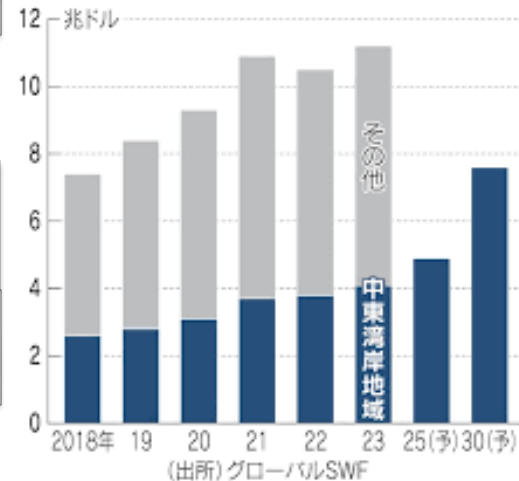
イランやスーダンが政治的意図から、表面的なイスラム金融を導入

グローバル化（1990年代以降）

マレーシアを中心に金融インフラを整備（1990年代初頭～）

巨額のオイルマネーを背景に金融産業のグローバル化が進む

中東ファンドの運用資産は増加見込み



オイルマネー、日本株に流入 運用受託の「争奪戦」激化（日本経済新聞 2024.2.18）



日本の銀行等もイスラム金融に進出

- **日本でも2005ー2015年頃にイスラム金融が大いに注目を集めた**
 - ー 国際協力銀行、三菱UFJ銀行、三井住友銀行、みずほ銀行、三井物産、野村證券、オリックス、トヨタファイナンス、イオンフィナンシャルサービスなど、多数の日本の銀行・企業がイスラム圏で金融事業を展開、あるいは出資している
 - ー イスラム金融に関する書籍が2000年代以降多数出版されている
 - ー 関心の焦点は巨額のオイルマネー、イスラム圏における事業投資などのビジネスチャンス：大きなブーム

マレーシア三井住友銀行における現地通貨建イスラム金融商品の取扱開始について

株式会社三井住友銀行（頭取 CEO：高島 誠）の全額出資子会社であるマレーシア三井住友銀行（社長：大川 博）は、マレーシアにおける顧客基盤拡大のため、現地通貨であるマレーシアリンギットでのイスラム金融商品(*)の取扱を開始いたします。

三井住友銀行 2023年1月



金融排除について

・ 金融排除・金融包摂とは

- － 金融排除：生活や事業に必要な金融サービスを利用できないこと
- － 金融包摂：金融排除を解消し、適切な金融サービスを提供すること

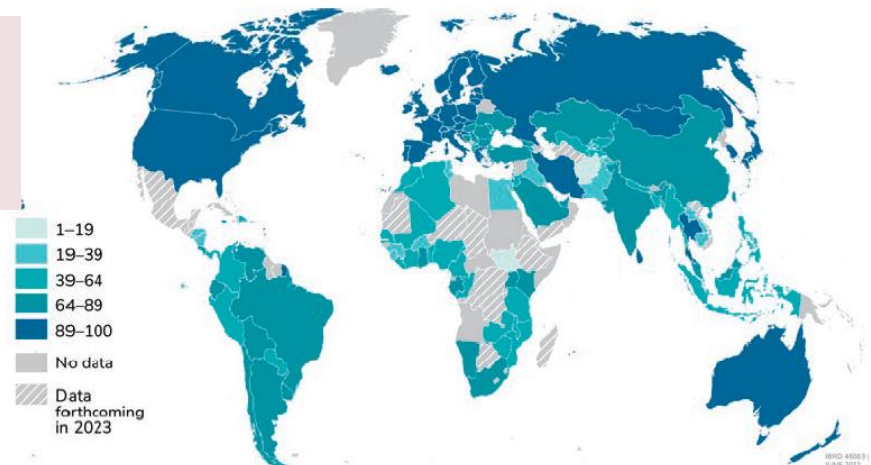
・ 宗教に基づく金融排除もある

- － シャリーア法に沿った金融サービスがない場合、住宅を購入できない、保険に加入できないなどの不便・困難を強いられる
- － イスラム圏は概して銀行口座保有率が低い傾向

国名	口座保有率%
イギリス	100
日本	98
マレーシア	88
アラブ首長国連邦	86
サウジアラビア	74
トルコ	74
バングラデシュ	53
インドネシア	52
ヨルダン	47
エジプト	27
パキスタン	21
イラク	19

Account ownership rates vary across the world
Adults with an account (%), 2021

地図のうち、色の薄い国は銀行口座の普及率が比較的低い。



Source: Global Findex Database 2021.

The Global Findex Database 2021



イスラム金融はムスリムだけ？

- 一般の金融とイスラム金融

- 一般の金融(conventional finance)はムスリム以外、イスラム金融(Islamic finance)はムスリム用だと思われがちだが...
- 実際には、誰がどちらの金融の選択肢を利用してもかまわない(個人の自由)
- ムスリムも、宗教的な動機だけでなく経済合理性などを勘案して選んでいる
- あらゆる国・地域にイスラム金融サービスが普及しているわけではなく、実際には偏りが大きい
- ムスリム以外の人でも、条件が良いと思えば普通にイスラム金融を選択して良い

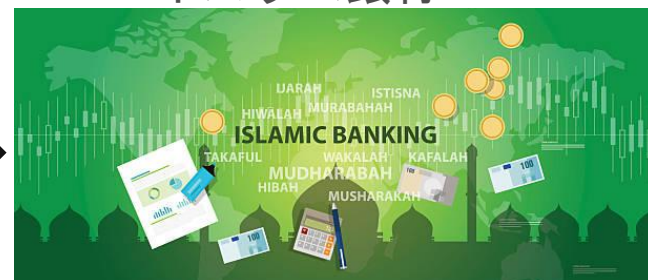


ムスリム



ノン・ムスリム

イスラム銀行



一般の銀行





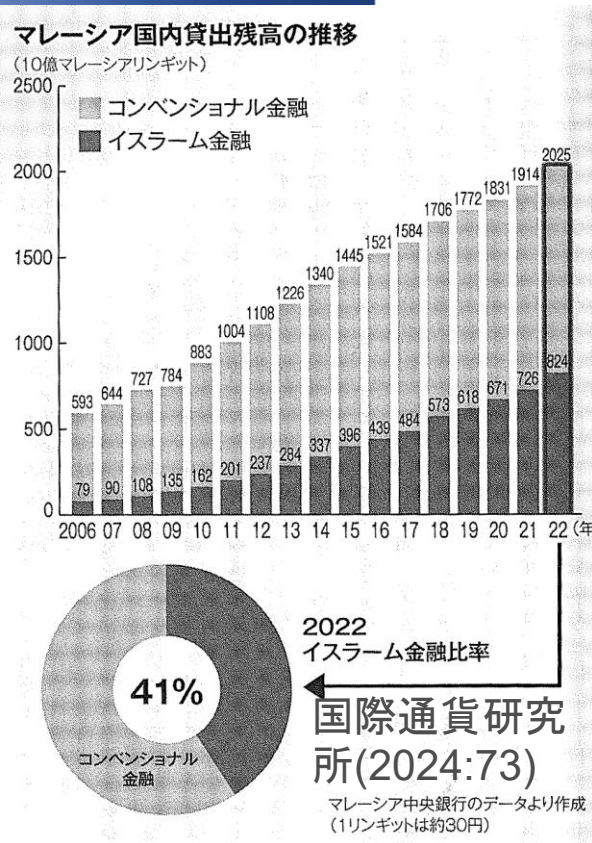
非イスラム国家のムスリムと金融

- ・ **イスラム国家でも、必ずしもイスラム金融100%というわけではない**

- ー イスラム金融を積極的に主導するマレーシアでは、人々が両者を自由・簡便に選択できる環境。イスラム金融のシェアは41%

- ・ **非イスラム国家ではムスリムが少数者で、イスラム金融が存在しない場合も多い**

- ー イスラム金融を利用できない環境
- ー イスラム金融があっても、ムスリムがその存在を知らない（認知度が低い）、経済的な条件が折り合わないなどで、利用しないことがある
- ー **少数者ムスリムの金融包摂のために、どのような対策ができるかが課題**
- ー 欧米やインドなどでは、研究や実践が蓄積されている





非イスラム国家のムスリムと金融

- イギリスなどの非イスラム国家は積極的にイスラム金融を導入してきた
 - 「英国をイスラム金融のゲートウェイにする」（ブラウン元首相）
 - イギリスは、イスラム金融の特別法はなく、一般の銀行法で統治しているが、市場取引が円滑になされるよう政策上配慮している（二重課税回避など税制上の扱い）。イスラム金融に関する教育・研究の充実
 - 英国イスラム銀行（2004年開業）をはじめイスラム専門銀行が数行設立される（うちリテールは英国イスラム銀行のみ）（吉田2010:229-236）
 - ただし英国イスラム銀行(al Rayan Bank)も湾岸地域への投資で利益
 - スクーク債など投融資の金融市場の拠点に成長。ヨーロッパのなかでイギリスはイスラム金融の中心となる (Balz, 2007)
 - イギリス以外にも、シンガポール、香港などが経済的利益を見込んでイスラム金融を導入



AL RAYAN BANK

Savings Commercial P

London the top global destination for GCC investment

London remains the top global destination for investment, with planned long-term spending in the property market set to rise



非イスラム国家のムスリムと金融

・ 欧米諸国でのイスラム金融

国名	イスラム金融
イギリス	・ ヨーロッパの中ではイスラム金融の中心とされているが、イギリスのムスリムの大半は信頼を置いておらず、認知度も低い。 ・ 貧しいムスリムのニーズに合っていない。(Warsame, 2009) ・ イギリスのイスラム金融は主にホールセール金融（吉田, 2010) ・ イングランドとウェールズには全人口の6.5%、約390万人のムスリムがいると推計（2021年）
ドイツ	・ 国内にムスリムが300万人いるが、イスラム金融は未整備 (Balz, 2007) ・ 2015年KT Bank AGがフルバンキングサービスを提供するイスラム銀行として設立。ムスリム人口は全人口の4.3%、359万人（2019年末）
アメリカ	・ 国内に580～670万人のムスリムがいる。イスラム金融に関心を持っているが、その大多数は利用していない。宗教性の強さと実際の利用に有意な相関がみられた。宗教以外の要因（価格設定、友人や家族の推薦など）も様々ある。(Zinser, 2019) ・ アメリカにはイスラム専門銀行が6～8行
オーストラリア	・ 1989年以降イスラム金融機関が活動してきたが、政策の欠如により、イスラム金融の拡大が後れている。(Sain et al. 2016) ・ ムスリムはイスラム金融がないためほとんど融資を受けておらず、潜在的な需要は大きい。(Sain et al. 2019) ・ ムスリム人口は81万人。2024年にフォーマルな銀行Islamic Money Australiaが設立された



非イスラム国家のムスリムと金融

・ 欧米諸国でのイスラム金融

国名	イスラム金融
ノルウェー	- 全人口の2.8%、約20万人のムスリム。イスラム金融はない。 - イスラム金融がなく、一般の銀行を利用しなければならないことが課題として認識されていた。(Brekke, 2018)
フィンランド	- 全人口の2.7%、約15万人のムスリム。イスラム銀行はない。 - イスラム銀行の設立は困難。多くの人はお金を借りて利子を払うことに消極的。(Kadi, 2023)

・ その他地域でのイスラム金融

国名	イスラム金融
インド	1.6億人以上のムスリムがいるが、国内では13%と少数。 - イスラム金融はあるが、ムスリムへの浸透度は極めて低い。 - インドの中央銀行がイスラム金融の普及に消極的(Alam, 2015; Kumta and Agarwal, 2018; Kurunkatil, 2019; Fathima, 2024) 2019年末時点で1.9億人、14.2%を占めると推計（店田2021）
アフリカ諸国	- 中東・北アフリカでは。イスラム金融の利用者はごくわずか。所得と情報の格差による。(Demirguc-Kunt et al. 2013) - 南アフリカではイスラム金融が発達(Mohammad, 2014) - モーリシャスでは政府がイスラム銀行設立に前向き(Rassool, 2018)



非イスラム国家のムスリムと金融

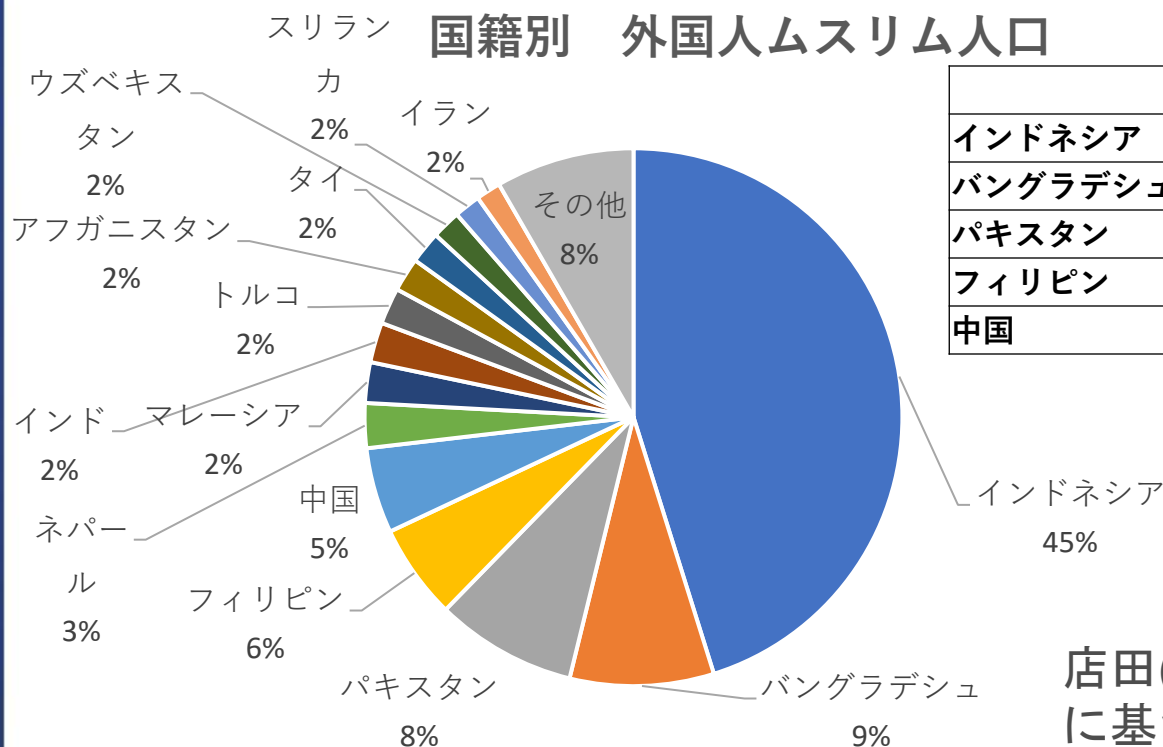
・ 海外の先行研究からわかること

- － イスラム金融が発展していることと、ムスリムの人々が生活に際して金融サービスを利用していることは別問題
- － イスラム金融の中でも、おそらく大口需要（企業、インフラ整備など）が中心ではないか（日本でもそこに注目が集まっている）
- － イスラム圏でもイスラム金融だけとは限らず、非イスラム圏ではイスラム金融が仮に存在していてもムスリムの間に認知度が低く利用が進まない、政府の姿勢如何で左右される、などの課題
- － オーストラリアは、ムスリム人口が小規模にもかかわらずイスラム銀行が設立されており、日本でも参考になるのでは？
- － 国別に事情が異なっているので、細かく見ていく必要



日本のムスリム

- 約30万人のムスリムが日本にいると推計
 - 外国人ムスリムは、184,121人（2020年末）から294,385人（2023年末）に増加（年間増加率20%）
 - 日本人ムスリムは、9,903人（2023年末）と推計
 - 外国人・日本人をあわせて304,288人（店田2024）



	外国人ムスリム人口
インドネシア	130016
バングラデシュ	24914
パキスタン	24422
フィリピン	16424
中国	14793

店田(2024)の推計
に基づく



日本のムスリム

- ハラルフードへの関心は高まっているが...
 - 関心は主に食品（ハラルフード）や服装（ヒジャブ）、礼拝 ⇒わかりやすい！
 - ハラル・グルメ・ジャパンのサイトには773件掲載
 - 大橋（2021）では、日本社会と折り合いを付けようと苦心している在日ムスリムの日常が描かれている
 - 他方、在日ムスリムのためのリテール金融については、全く触れられていない
 - 在日ムスリムは金融産業にとって市場が小さすぎるとみられている。また、日本では「宗教色のある金融」に抵抗を覚える人が多く、イスラム金融が日本に上陸するのは難しいとの見方もある（国際通貨研究所 2024:210）



- 在日ムスリムはイスラム金融をどの程度求めているのか？
 - イスラム金融への需要、市場規模が明らかになれば、可能性は開けるのではないか
 - ムスリム以外の人々にも魅力を提供できるか



アンケート・インタビュー調査

国内のムスリムの金融排除に関する

アンケート・インタビュー調査

実施体制

- 日本イスラーム文化センター事務局長 クレイシ・ハールーン氏
- 慶応義塾大学講師 アルマンスール・アフマド氏

実施期間

- (1) アンケート調査 2024年11月10日～2025年2月11日
- (2) インタビュー調査 2024年12月～2025年2月

調査結果

- (1) アンケート調査：200件配布、97件回収（回答率48.5%）
- (2) インタビュー調査：13名が回答

* 本研究は、JSPS科研費21H00796の助成を受けたものです。

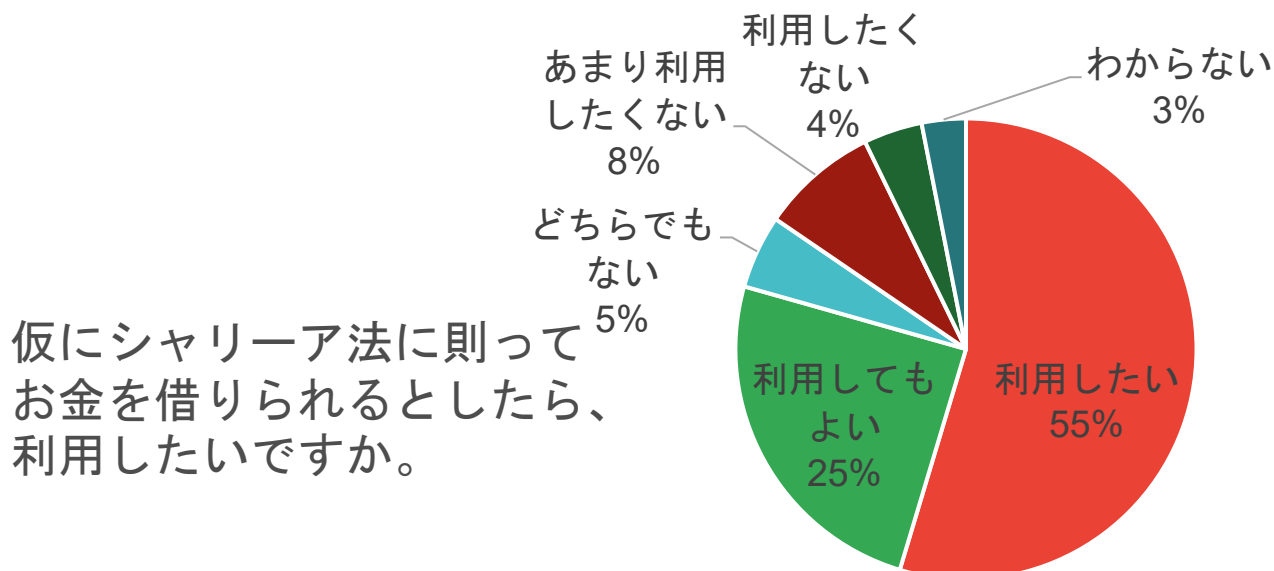


アンケート・インタビュー調査

・ 融資に関して

- － 宗教上の理由で銀行からお金を借りなかったことがある：42%（そもそも借りる必要がなかった：29%）
- － 銀行からお金を借りなかったために、困りごとがあった：51%
- － お金を借りる場合、シャリーア法に則していることを重視する：80%
- － シャリーア法に沿ってお金を借りたい：80%

イスラーム金融 N=97





アンケート・インタビュー調査

・ 住宅に関して

- － 持ち家に住んでいる：21%
- － 借家に住んでいる人のうち、**シャリーア法に則した住宅ローンがあれば、利用して住宅を購入したい：79%**
- － 住宅を借りる際に外国人、あるいはムスリムという理由で差別されたことがある：48%
- － 日本で住宅ローンを借りた：11%

住宅ローンについての考え N=97



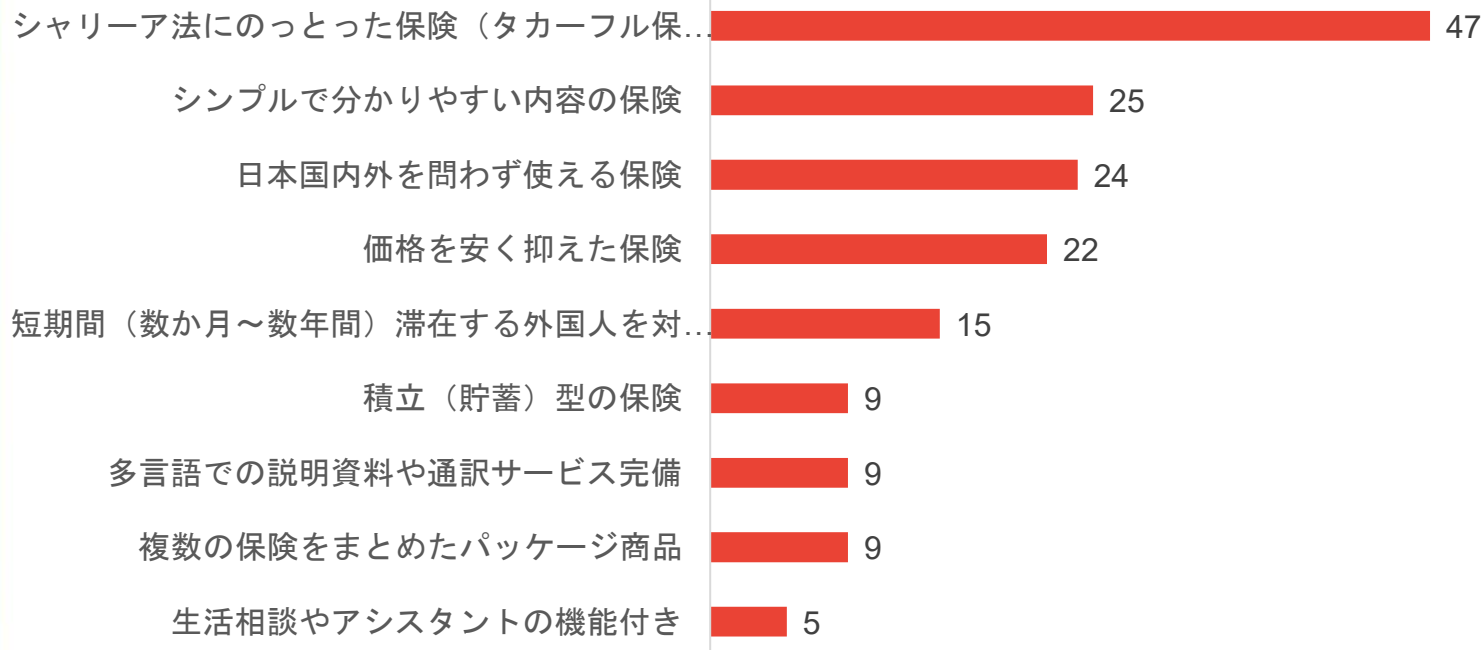


アンケート・インタビュー調査

・ 保険に関して

- － 何らかの民間保険に加入:88%
- － 保険加入者のうち、**タカフル保険があれば無条件で乗り換えたい**: 49%（条件次第で乗り換えたい、を含めると92%）
- － 保険未加入者のうち、加入しない主な理由は「**タカフル保険がないから**」

加入したい保険商品（複数回答） N=69

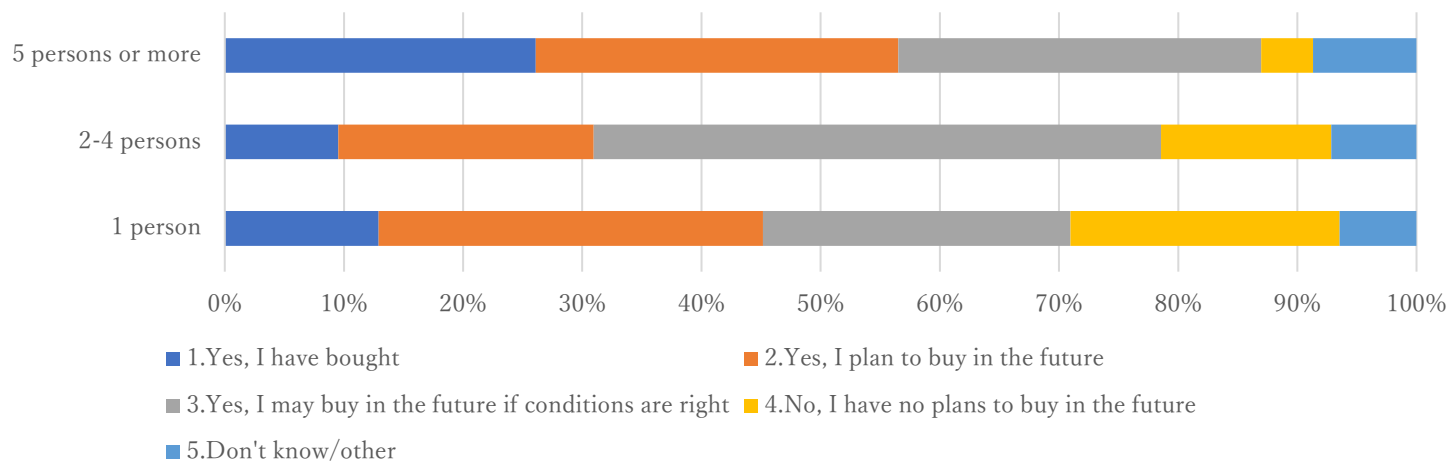




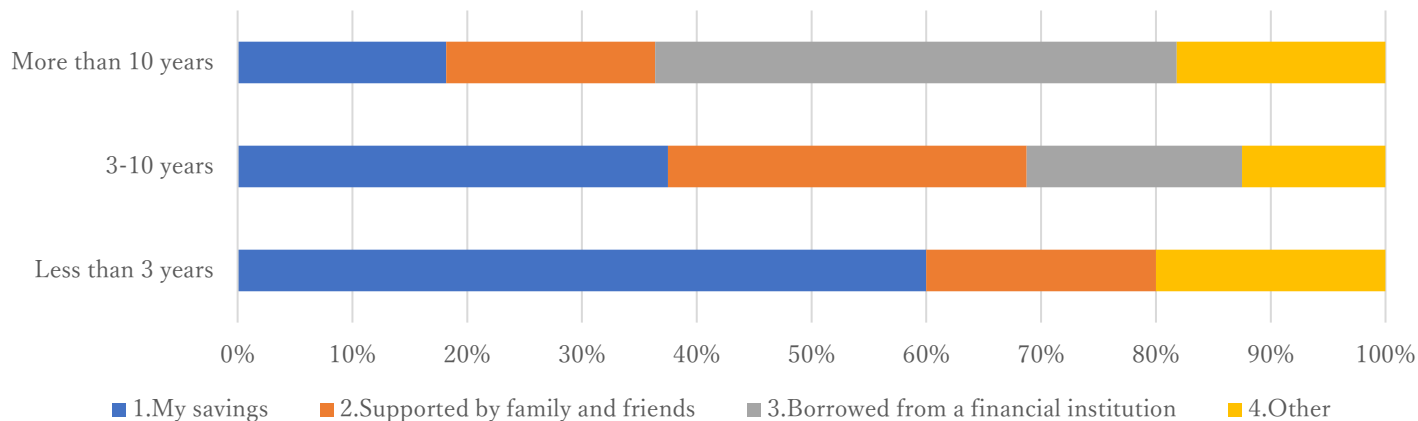
アンケート・インタビュー調査

- 住宅購入の需要、銀行融資の需要が大きい属性
 - 家族人数が多い／日本に長期間住む予定 など

住宅を購入したか



住宅資金の種類





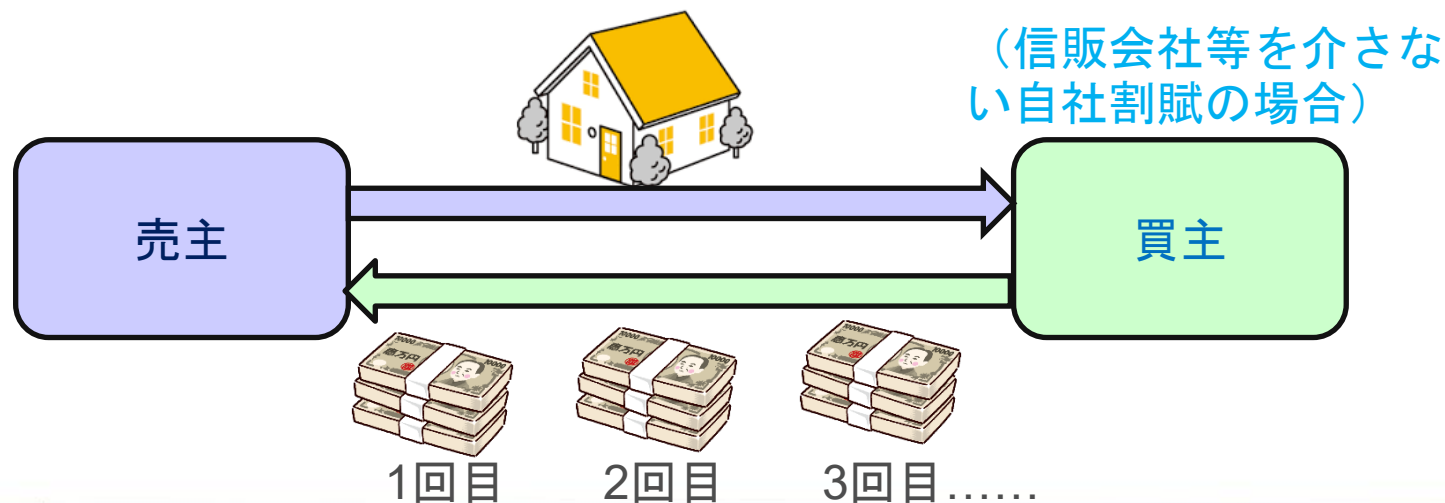
住宅ローンの代替策

- ・ **イスラム金融の住宅資金調達方法**

- ムラーバハ（商品売買）、ムシャーラカ（共同出資）、イジャラ（リース）など／それらの組み合わせ
- 割賦販売とほぼ同じ機能

- ・ **割賦販売とは**

- 売買代金の支払いを分割して行うことを条件とした販売方式
- 割賦販売法においては、2カ月以上にわたり3回以上分割して支払うことを約束した売買。手数料（利子ではない）が発生するため、一括支払に比べて割高となる
- 不動産においても割賦販売がある





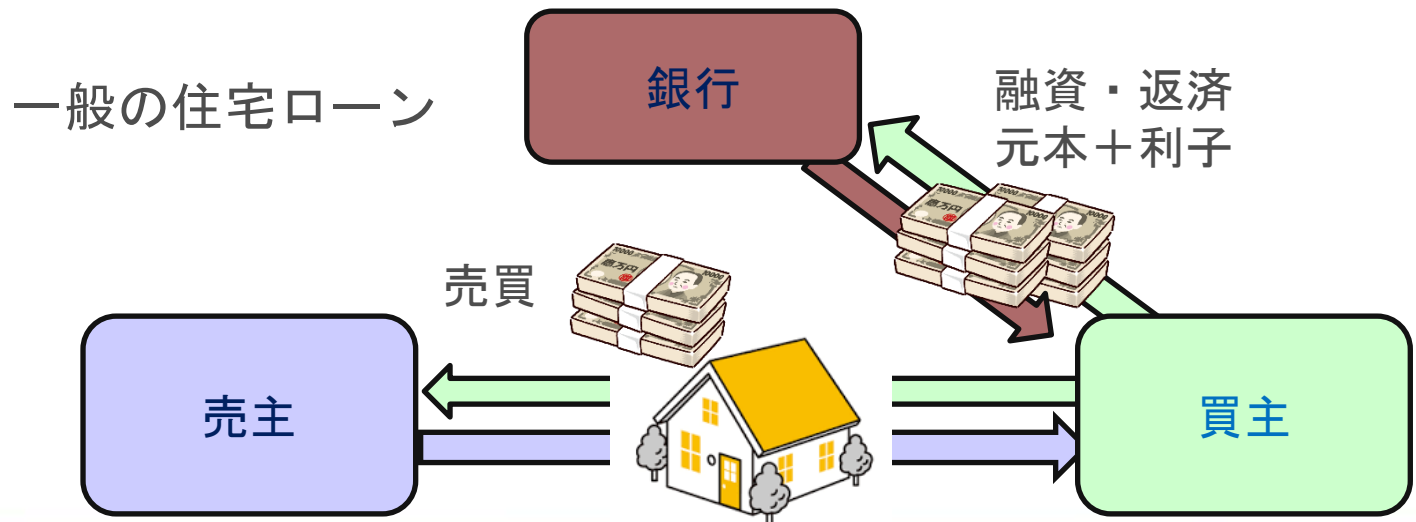
住宅ローンの代替策

• 通常の住宅ローンの場合

- 売主に一括して代金を支払い、買主は所有権を得る。後から銀行に代金＋利子を支払う
- 売主としては代金徴収のリスクがなくなるので有利。銀行は抵当権を設定する
- 買主が途中で返済不能になるリスクに備えるため団信（団体信用保険）加入が必須とされることが多い

• 割賦販売の場合

- 売主は長期間にわたって代金を回収し続ける
- 所有権を移すのは売買契約時か、代金完済時かの二択
- 住宅ローンではないため団信加入は必須ではない





住宅ローンの代替策

- **不動産における割賦販売の利点**
 - － 利子の支払いを回避、実物の売買
 - － 住宅ローンを組めない（ローン審査に落ちる）
 - － 親族間、親子間の売買
 - － 自営業を始めたばかり、就職・転職して間もなくで現時点の所得が低い人
 - － 資産価値の低い再構築不可物件、古い貸家
- **割賦販売の一般的な条件**
 - － 売主に住宅ローンの残債がない
 - － 利益率は3～10%程度（売主の意向次第、住宅ローンより割高）
 - － 住宅は基本的に中古
 - － 価格的には1～2千万円
 - － 支払期間は3～10年間程度（売主の意向による）
 - － 長期間・高価格の割賦販売は売主が応じにくい
（不動産業者からの聞き取りによる）

あおぞら不動産「不動産売却における「割賦販売」とは？」
日本不動産割賦販売取引適正運営監視機構ウェブサイト

既存の割賦販売のイメージ



売主



ワシの目の黒いうちに、この家を売ってしまいたいのだ

割賦販売はいかがでしょう？
数年後に買主がローンを組めるようになったら、残債を一括して清算してもらいます。



不動産

日本不動産割賦販売取引適正運営監視機構は、右図にあるような不動産割賦売買制度「カップる」を開発した。ただし住宅ローンとセットにする必要はない。



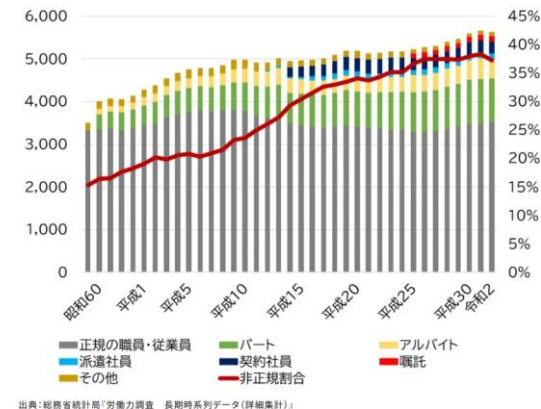
買主

今はすぐにローンを組めないけど、数年後ならできんじゃないかな



住宅ローンの代替策

- 一般の不動産業者は割賦販売に消極的
 - 住宅ローンに慣れており、わざわざ割賦販売を手がける必然性がない
 - 割賦販売は認知度が低く、経験ある業者は少ない
 - 所有権が長期間留保されることに抵抗感
- だが住宅ローン困難な人口が増える
 - フリーランスや転職者が増加
 - 永住者以外の在留外国人が増加
 - 非正規労働者割合が上昇

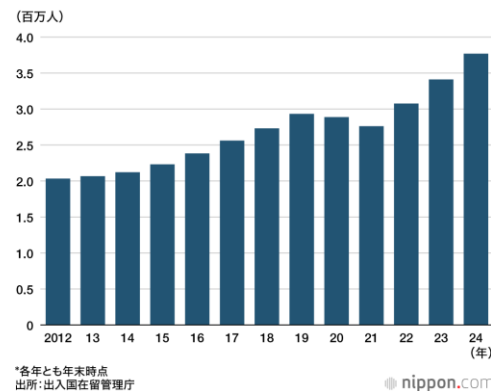


アメリカの人口・経済規模との比較

アメリカも日本もコロナ禍でフリーランス人口・経済規模は増加している。
また、アメリカは労働人口に対するフリーランス率が36%と日本と比較して高い。



在留外国人数の推移



非正規雇用の割合は30年で2割から4割に増加

ランサーズ「新・フリーランス実態調査 2021-2022年版」

Nippon.com「2024年末の在留外国人376万人 3年連続で過去最多を更新」

住宅ローンの代替策





住宅ローンの代替策

・ ビジネスモデル案

- 通常の不動産仲介業
- ハラル認証（シャリーア法に沿った資金調達・資産運用、住宅ローンの回避など）
- 住宅の賃貸（割賦販売をオプションに付けられる）
- 割賦販売は、シャリーア法上はムラーバハ（売買契約）、あるいはイジャーラ・ワ・イクティナーウ（買取付きリース契約）。逡減型ムシャーラカで共有持ち分の随時変更は得策ではない
- 長期間（20年以上）の割賦販売も可とする
- 2年未満の短期賃貸も可とする
- ムスリム向けの生活相談サービス
- もちろん一般の日本人や、ノンムスリムの外国人も歓迎：宗教色を前面に出さない
- マーケティングリサーチを兼ねて実験的に開業し、市場の反応を見る

住宅ローン以外でも買えますよ！



うちはハラルですよ！





住宅ローンの代替策

・ 考慮すべき点

- － ムスリムだけでは市場が小さい。ビジネス的には、ノンムスリムに市場を広げる必要性
- － 宗教に抵抗感を持つ日本人が多い。日本人に対しては、単なる割賦販売の不動産業者の顔を前面に出したほうが無難か
- － 10年を超えて長期間の割賦販売ができるか（一般的に住宅ローンは30～35年間）
- － 経済的にある程度の競争力を持ち得るか。いわゆる「イスラム・プレミアム」(Zinser, 2019)の実質的な許容範囲を探るべく、さらに詳細なマーケティングリサーチを行い、プロファイルから需要規模を精査する(Ahmed, 2018)必要
- － 国内に、シャリーア・ボードメンバーになれる人材がいるか。国内法との整合性も含め、ローカルな状況に即した柔軟な判断が求められる(Balz, 2007)



住宅ローンの代替策

- 国内の法的制約

- 日本政府は2015年4月、銀行がムラーバハで商品を買収することを容認した（月岡崇、2008）
- それ以前は、銀行が金融以外の商品を買収することが認められていなかった
- 一般の企業（銀行以外）は、商業に関する一般法（商法、消費者契約法、特定商取引法など）の下でムラーバハを提供できる
- 国内ではムラーバハに対する法的制約はない（吉田, 2016; 92-95)

- 銀行 or 不動産業者

- 銀行がムラーバハで割賦販売を行うことは技術的に可能
- 新たな銀行の設立は巨額の資金と準備期間、銀行業免許の取得など煩雑な事務手続きを要する
- 海外のイスラム銀行が日本に支店を出店あるいは窓販を委託すれば、比較的容易にサービス提供ができる
- インドネシア銀行に関わっているコンサルタントのDr. Luqyan Tamanni氏は、日本への進出は可能だとの見解(2025.4.3)⇒**海外イスラム金融資本の投資を期待できる**
- 他方、不動産事業であれば特段の免許や資格は義務づけられていない（宅建士があれば望ましい）。参入のハードルは低く、起業のための資本は少なくて済む



Dr. Luqyan Tamanni氏



保険について

- 日本でタカフル保険会社を開業できるか
 - 一般の保険会社の開業要件：資本金10億円
 - 少額短期保険会社の開業要件：資本金1000万円
- インフォーマルな相互扶助型の共済は可能か
 - かつては、いわゆる「無認可共済」が多数あり、法的根拠・規制が欠如
 - 1990年代に起きた悪質な事件（オレンジ共済組合事件）などを契機に、規制強化の必要性が認識される
([Wikipedia「オレンジ共済組合事件」](#))
 - 2006年の保険業法改正により、無認可共済は「少額短期保険」への移行を求められた
 - 従って、インフォーマルな相互扶助型の共済は現在、法的に認められていない
- 少額短期保険とは？
 - **保険金額1,000万円、期間2年以内**
 - 死亡保険（生命保険）、医療保険、重度障害保険、特定重度障害保険、傷害死亡保険、損害保険、低発生率保険の7種類



保険について

- 増加している少額短期保険だが...
 - 会社数、収入保険料、保険契約件数ともに増加を続けている
 - 従来にないユニークな保険商品を開発して、従来の保険との差別化を図りながら生き残りを図っている
 - 従来の生損保の単なる代替ではないので、タカフル保険が少額短期保険に参入しよう、という単純な話ではない

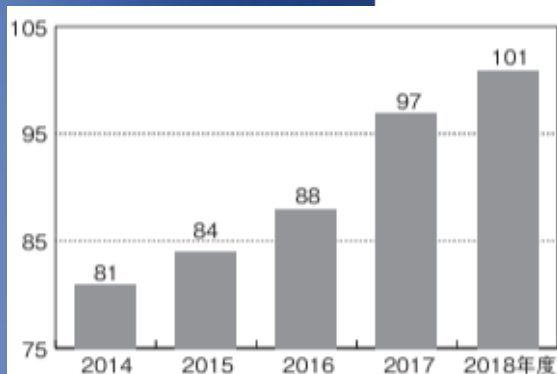


図1 少額短期保険会社数の推移 (単位: 社)

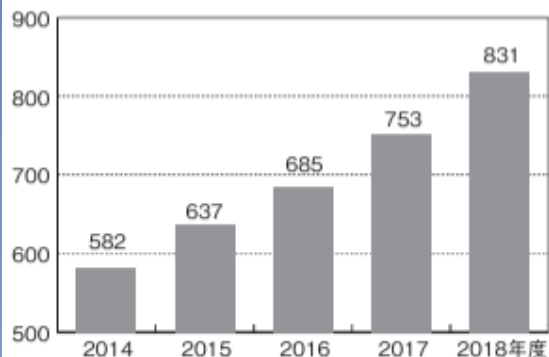


図3 保有契約件数の推移 (単位: 万件)

表3 ユニークな商品

保険の内容	保険料 (一例)
認知症に該当した場合に給付金80万円を支払う保険	850円 (月額)
パワハラ・セクハラ等のトラブル時に弁護士相談できる特典が付いた弁護士費用保険	1,080円～ (月額)
要介護状態が改善するとお祝金を支払う保険	5,000円～ (年額)
コンサートに行けなくなった場合のチケット代相当額を支払う保険	チケット代の10%程度
旅行先が雨だった場合に旅行代金を補償する保険	旅行プランによって異なる
1日から入れるレジャー保険。レジャー中のケガや入院等を保障	81円 (日額) ～

(小泉2019)

(小泉2019)

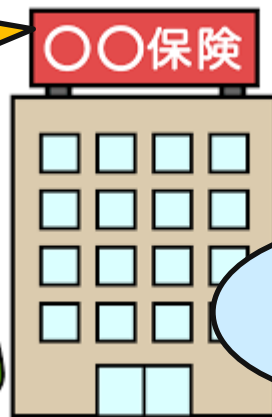


保険について

- 海外のタカフル保険が日本に進出するのが最善ではないか
 - － 原則としては日本に支店や駐在員事務所を開設し、職員を常駐させる
 - － 日本の保険会社に窓販を委託する（外国保険業者の保険商品を代理店として販売する）ことも可能（その場合は「ウィンドウ」という扱いか）

代理店として
販売します

日本の保険会社



販売委託契約

タカフル
保険商品

海外のタカフル保険会社





おわりに

・ 実際にそんなことできるの？

- － 住宅ローンの代替策や、タカフル保険の代理販売などは、あくまでも机上の議論であり、仮説の域を出ません。
- － 日本の法令、シャリーア法、不動産業界の慣習、在日ムスリムの需要、運営コスト、事業リスクなど、まだまだ十分にわかっていないことが多くあります。
- － もし、こうしたテーマに関心があり、実際に関わってみたいという方がおられれば、各分野の専門家や実務家から成るチームを結成し、さらなる具体的な方策を検討していただければと思います。
- － 本日の講演が、問題解決の第一歩につながれば幸甚です。
- － ご清聴いただき、ありがとうございました！ご質問・ご意見等お聞かせください。

شكراً)
(シュクラン)





参考文献一覽(1)

- Ahmed, Tahiri Jouti (2018) “Islamic finance: financial inclusion or migration?”, ISRA International Journal of Islamic Finance, Vol. 10 No. 2, 2018 pp. 277-288
- Alam, Intekhab (2015) Marketing financial services to the ethnic minority customers, in: Ahmad Janal et al. eds., *The Routledge Companion to Ethnic Marketing*, Routledge, 222-234.
- Alam, Intekhab and Seifzadeh, Pouya (2020) Marketing Islamic Financial Services: A Review, Critique, and Agenda for Future Research, *Journal of Risk and Financial Management*, 13(1), 12.
- Balz, Kilian (2007) Islamic Finance for European Muslims: The Diversity Management of Shari’ah-Compliant Transactions, *Chicago Journal of International Law*, 7(2), 551-568.
- Brekke, Torkel (2018) Halal Money: Financial inclusion and demand for Islamic banking in Norway, *Research and Policies* 5(1), 1-7.
- Demirguc-Kunt, Asli; Klapper, Leora and Randall, Douglas (2013) Islamic Finance and Financial Inclusion: Measuring Use of and Demand for Formal Financial Services among Muslim Adults, *Policy Research Working Paper* 6642, The World Bank.
- Fathima, Arshiya (2024) Financial inclusion of Muslim minority in Vellore, Tamil Nadu, *Economic Notes*, 53(1), 1-18.
- Kadi, Sanaa (2023) Implications for Islamic Finance Development in Finland: How Do Finnish Muslims Perceive Riba and Islamic Banking?, *European Journal of Islamic Finance*, 10(1), 44-60.
- Kumta, Akshata and Agarwal, Shaalini (2018) Financial Exclusion of Minorities: Islamic Banking to the Rescue? *NLIU Law Review* 8(1), 133-161.



参考文献一覽(2)

- Kurunkatil, Ummer Farooque Musliyar (2019) Islamic Finance and Financial Exclusion in Minority Muslim Countries: The Case of India. In: Munamed Zulkhibri et al. eds., *Islamic Finance, Risk-sharing and Macroeconomic Stability*, Palgrave Macmillan, 223-235.
- Mohammad, Amman (2014) South Africa: Minority Muslim Markets Making Major Moves, in: Sasikala Thiagaraja et al. eds., *The Islamic Finance Handbook: A Practitioner's Guide to the Global Markets, First Edition*, Wiley, 444-459.
- Rassool, Najmul Hussein (2018) Towards establishing an Islamic retail bank in a Muslim-minority country, *International Journal of Islamic Finance*, 10(1), 78-84.
- Sain, Mohamed Rosli Mohamed; Rahman, Mohammad Mafizur and Khanam, Rasheda (2016) Financial Exclusion in Australia: Can Islamic Finance Minimise the Problem?, *Australasian Accounting, Business and Finance Journal*, 10(3), 89-104.
- Sain, Mohamed Rosli Mohamed; Rahman, Mohammed M. and Khanam, Rasheda (2019) Financial Exclusion and the Role of Islamic Finance in Australia: A Case Study in Queensland, *Australasian Accounting, Business and Finance Journal*, 12(4), 23-42.
- Warsame, Mohammed Hersi (2009) *The role of Islamic Finance in Tackling financial exclusion in the UK*, Durham theses, Durham University.
- Zinser, Brian Arthur (2019) Retail Islamic banking and financial services: Determinants of use by Muslims in the USA, *Journal of Islamic Marketing*, 10(1), 168-190.



参考文献一覧(3)

- 泉 留 維 (2001) 「オルタナティブ・バンキングの歴史とその意義：北欧・J A K銀行とスイス・W I R銀行」 『ノンプロフィット・レビュー』 (日本NPO学会)1(1), 79-89.
- 大黒 俊二 (2002) 「ベルナルディーノとモンテ・ディ・ピエタ設立運動：パヴィアを中心に」 『イタリア学会誌』 51, 76-98.
- 大橋充人 (2021) 『在日ムスリムの声を聴く一本当に必要な“配慮”とは何か』 晃洋書房
- 小泉武彦 (2019) 「新しい保険業態『少額短期保険』発展の原動力とは：経営面・商品開発面の特色」 『生活協同組合研究』 526, 13-21.
- 国際通貨研究所 (2024) 『イスラーム金融とは何か』 (小学館新書) 小学館
- 櫻井秀子 (2008) 『イスラーム金融：贈与と交換、その共存のシステムを解く』 新評論
- 住元文和・中西雅明(2016)「今、改めて考える信用金庫の源流 二宮尊徳がつくりあげた報徳思想の実践：掛川信用金庫と報徳二宮神社」『信金中金月報』 15 (10), 64-75
- 店 田 廣 文 (2024) 「日本のムスリム人口2024年」 Research Papers: Muslims in Japan No.28, 多民族多文化社会研究所



参考文献一覧(4)

- 月岡崇(2008)「日本法の下でのイスラム金融」『証券アナリストジャーナル』8月号、58-70.
- 長岡慎介(2009)「金融機関のリクイディティ・マネジメント手法からみたイスラム金融の多様性とグローバル化：イスラム金融論における『西蔵東緩論』再考のために」福田安志編『イスラム金融のグローバル化と各国の対応』調査研究報告書、アジア経済研究所
- 長岡慎介(2011)『現代イスラム金融論』名古屋大学出版会
- 古橋喜三郎(2014)「イスラム社会の保険市場——サウジアラビア・マレーシアを中心に」『損保総研レポート』109, 37-72.
- 森田芳樹(2006)「イスラム社会の保険『タカフル』——その概念と仕組み」『損保総研レポート』78, 1-25.
- 吉田悦章(2010)「第9章 非イスラム国のイスラム金融」濱田美紀・福田安志編『世界に広がるイスラム金融：中東からアジア、ヨーロッパへ』（アジ研選書No.23）アジア経済研究所、227-251.
- 吉田悦章(2016)『はじめてのイスラム金融』金融財政事情研究会
- 吉村文成(2007)「利息を禁止した宗教の智慧：おカネと資本についての一考察」『国際文化研究』（龍谷大学）11, 43-58.

インタビュー協力（不動産割賦販売関連）

- 一般社団法人 日本不動産割賦販売取引適正運営監視機構
- 埼玉県不動産売却専門館 CENTURY21
- 株式会社ダントラスト
- Dr. Luqyan Tamanni, M.